申入書 及び 照会書

令和5年5月1日

\(\pi\) 0 0 7 - 0 8 4 9

札幌市東区北49条東3丁目6番8号

「足うら屋」

院長 鹿 野 晋 平 殿

 \mp 0 6 0 - 0 0 0 4

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階 内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

> 理事長 松 久 三 四 彦 TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道(通称ホクネット)(以下「当法人」といいます。)は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:http://www.e-hocnet.info/]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣 からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を 提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な 回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下「特例法」といいます。) に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続(共通 義務確認訴訟・簡易確定手続等)の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフ レットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

今般、消費者から当法人に対し貴殿に関する情報提供がありました。当法人は、 検討の結果、貴殿に対して、下記の各点について申入れを行います。また、後記の とおり、貴殿のホームページの表示につきまして、ご照会申し上げます。

記

第2 貴殿に対する申入事項

貴殿が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、「足うら屋」のホームページで表示している、①「整体コース (筋膜調整)」の「キャンペーン」に関する表示と②「スペシャルコース」の「お試しキャンペーン」に関する表示につき、いずれもそれらの表示を中止するよう、申入れます。

第3 申入れの理由

- 1 「整体コース(筋膜調整)」について
 - (1) 貴殿は、「足うら屋」のホームページ [https://ashiuraya.com/price] において、「整体コース (筋膜調整)」の施術料金に関して、「キャンペーン」と題して、特定の年月日までの期間 (以下「キャンペーン期間」といいます。)に予約した消費者に限って、「(通常1回6,600円税込~)」(以下「通常価格」といいます。)のところ、「初回1,980円」(以下「キャンペーン価格」といいます。)、と表示しています。その下には「予約多数のため先着10名様のみ残り3名」と表示しています。具体的には以下の表示です。

キャンペーン

4月30日までに ご予約の方に限り /

整体コース

(筋膜調整)

※現在大変多くのお客様にご来院頂き、予約が埋まっている場合がありますので、

当日希望の方は必ずお電話にてご連絡ください。

初回 1,980円

(通常 1回6,600円税込~)

予約多数のため先着10名様のみ

→ 残り3名

(2) しかし、令和5年2月から令和5年4月にかけて当法人が行った調査によれば、下記のとおり、キャンペーン期間の終期の年月日のみが変更されただけで、それ以外の通常価格、キャンペーン価格、「予約多数のため先着10名様のみ残り3名」との表示には変化がなく同じ表示のままでした。

記

ア 令和5年2月28日までとのキャンペーン期間の表示が、同日に同年3月10日までとの表示に切り替わりましたが、キャンペーン期間以外の表示には変化がなく同じ表示のままでした。

- イ 同年3月10日までとのキャンペーン期間の表示が、同年3月11日に 同年3月20日までとの表示に切り替わりましたが、キャンペーン期間以 外の表示には変化がなく同じ表示のままでした。
- ウ 同年3月20日までとのキャンペーン期間が、同日に同年3月31日までとの表示に切り替わりましたが、キャンペーン期間以外の表示には変化がなく同じ表示のままでした。
- エ 同年3月31日までとのキャンペーン期間が、同年4月1日に同年4月 10日までとの表示に切り替わりましたが、キャンペーン期間以外の表示 には変化がなく同じ表示のままでした。
- オ 同年4月10日までのキャンペーン期間が、同年4月11日に同年4月 22日までとの表示に切り替わりましたが、キャンペーン期間以外の表示 には変化がなく同じ表示のままでした。
- カ 同年4月22日までのキャンペーン期間が、同年4月21日に同年4月30日までとの表示に切り替わりましたが、キャンペーン期間以外の表示には変化がなく同じ表示のままでした。
- (3) 貴殿のホームページの表示を見た一般消費者は、特定の年月日までのキャンペーン期間のみ、「整体コース (筋膜調整)」の施術を、通常価格よりも4620円安いキャンペーン価格で受けられると誤認しますが、実際には当該キャンペーン期間が終了しても同様の割引が継続していたことになります。
 - したがって、貴殿の「足うら屋」のホームページの「整体コース (筋膜調整)」の施術料金に関する「キャンペーン」の表示は、貴社の役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方である一般消費者に対して著しく有利であると誤認される表示です(景品表示法30条1項2号)。
- (4) よって、貴殿が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、「足うら屋」のホームページにおいて行っている「整体コース (筋膜調整)」の「キャンペーン」 に関する表示を中止するよう申入れます。

- 2 「スペシャルコース」について
 - (1) 貴殿は、「足うら屋」のホームページ [https://ashiuraya.com/price] において、「スペシャルコース」の施術料金として、「お試しキャンペーン」と題して、「施術料 8,800円(税込)」のところ、「初回1,980円(税込)」と表示しています。「※キャンペーンの数には限りがあります。」とも表示されています。具体的には以下の表示です。

スペシャルコース



特に症状が重い方のためのコース。当院の全ての技術を集めた特別な施術です。



- ※初回はカウンセリング・検査があるため、60分~90分ほど掛かります。
- ※キャンペーンの数には限りがあります。
- (2) しかし、令和5年2日から令和5年4月にかけての当法人の調査によれば、 表示内容はそのままで、「※キャンペーンの数には限りがあります。」との表示もそのままでした。

(3) 「お試しキャンペーン」の「初回1,980円(税込)」の価格と比較対照 価格とされる「施術料8,800円(税込)」につき、「スペシャルコース」 の初回施術料としていつの時点までどの程度の期間8800円にて施術が行われていたのか明らかではありません。そのため、貴殿のホームページの表示を見た一般消費者は、「お試しキャンペーン」の期間中に限って初回施術料が6820円安くなっていると誤認します。

したがって、貴殿の「足うら屋」のホームページの「スペシャルコース」 の施術料金における「お試しキャンペーン」の表示は、貴殿の役務の取引条 件について、実際のものよりも取引の相手方である一般消費者に対して著し く有利であると誤認される表示です(景品表示法30条1項2号)。

(4) よって、貴殿が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、「足うら屋」のホームページにおいて行っている「スペシャルコース」の「お試しキャンペーン」に関する表示を中止するよう申入れます。

第4 貴殿に対する照会事項

1 貴殿のホームページ [https://ashiuraya.com/] には、「整体の評価 札幌市 東区 No.1」として「100万社が登録する日本最大級のクチコミサイト「Yelp」 で評価を頂いています。」との表示があります。

しかし、当法人が調査したところ、調査の時点では、上記の Yelp での評価を確認できませんでした。そこで、貴殿が根拠とされる調査結果に関して、Yelp における役務の範囲、地理的範囲、調査が行われた期間及び調査の時点をご照会します。貴殿の表示の根拠となる資料もあわせてご開示ください。

2 また、貴殿のホームページ〔同上〕には、「札幌ダントツ No.1」として「多くの医療関係者が当院を推薦しています。」との表示があります。

「札幌ダントツ No.1」との表示につき、貴殿が根拠とされている調査の結果に関して、役務の範囲、地理的範囲、調査が行われた期間及び調査の時点をご

照会します。貴殿の表示の根拠となる資料もあわせてご開示ください。

3 また、貴殿のホームページ [同上] には、「技術が評判で雑誌でも多数紹介されました」との記載があり、「からだにいいこと」 2020年4月号の表紙がホームページに表示されています。

当該号に掲載されている貴殿に関する記事は、貴殿が当該雑誌の出版社に掲載を依頼したもの又は代理店等を通じて出版社との間で契約を締結して掲載されたものか、ご回答ください。

4 また、貴殿は、前記第3のとおり、整体コースとスペシャルコースに関する 施術料金を表示されています。

ただ、貴殿における施術のコースの全体像や消費者が支払うことになる施術料金や割引料金等の料金体系の全体像が明らかではありません。以上の内容がわかります約款その他の資料をご開示ください。

第5 回答の期限など

以上の申入れに対する貴殿のお考えと照会への回答を、令和5年6月5日までに、 書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴殿からのご回答の有無及びご回答 いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて 公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上